

第 10 号

財産の無償貸付けについて

財産を次のように無償で貸し付けることとする。

令和6年9月11日提出

熊本県知事 木村 敬

区分	所在地	財産の概要	貸付けの相手方	貸付けの目的	貸付期間
建物及び工作物	阿蘇郡西原村 大字河原字大野4330番 1ほか2筆	建物 畜舎等23棟 工作物 電柱19本	西原村	西原村の区域における畜産振興のため	令和6年11月1日から令和11年10月31日まで

(提案理由)

西原村に財産を無償で貸し付ける必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。